



## 税など

### 家屋調査にご協力を



税務課では、新築や増築をした家屋（住宅や事務所、店舗、倉庫など）を対象に家屋調査を実施します。

この調査は、家屋の固定資産税額の基礎となる評価額を決定するためのものです。調査期間は来年1月末までの予定で、該当する家屋の所有者には事前に調査の日時を連絡しますのでご協力をお願いします。

なお、調査に伺う町職員は「固定資産評価補助員証」を携帯しています。不審に思われたときは提示を求め、確認してください。

また、家屋を取り壊した場合は所有者が税務課へ届け出てください。

☎ 税務課課税第二係 ☎ 34・2113



## 暮らし・環境

### 木造住宅の耐震化を支援します

● 受付は10月31日(水)まで

町では木造住宅の所有者などによる耐震化への取り組みを支援するため、木造住宅の耐震診断を無料で実施し、耐震改修工事に対して、工事費の一部を補助します。また、住宅の精密耐震診断に対し、費用の一部を補助しています。

詳しくは、広報6月号または、町ホームページをご覧ください。

なお、町の耐震診断（改修）助成事業では、戸別訪問などによる勧誘は一切行っていません。

☎ 申込 まちづくり推進室

☎ 34・2085

### 大規模な土地取引には届出が必要です

国土利用計画法は、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため土地取引の届出制度を設けています。

土地取引に係る契約（予約を含む）をしたときは、権利取得者（例えば、

買主）は、契約日から2週間以内に土地の所在する市町村に土地売買などの届出をしなければなりません。

届出が必要な土地面積

区域	面積
市街化区域	2000平方メートル以上
市街化調整区域	5000平方メートル以上
都市計画区域外	1万平方メートル以上

#### 届出方法

町内で土地取引を行った場合は、届出書に必要事項を記入し、添付書類（契約書の写し、地図など）とともに、町に届けてください。

届出書は町まちづくり推進室にあります。また県ホームページ（<http://www.pref.nara.jp>）でも入手できます。

#### 審査内容

土地の利用目的が、土地利用基本計画などの土地利用に関する計画に適合しない場合には、利用目的の変更を勧告し、是正を求めることがあります。

#### 罰則

届出をしなかったり、虚偽の届出をしたりすると6カ月以下の懲役、または、100万円以下の罰金に処せられることがあります。

☎ 県地域振興部地域政策課

☎ 0742・27・8484

▼町まちづくり推進室

☎ 34・2085



## 健康・福祉

### 障がいのある人の 法定雇用率が引き上げに

平成25年4月1日から、法定雇用率が引き上げになり、民間企業では現在の1・8%から2・0%になります。

これに伴い、障がいのある人を雇用しなければならぬ事業主の範囲が、現在の従業員56人以上から50人以上に変わります。

該当する企業は、毎年6月1日時点の障がい者雇用状況をハローワークに報告することや、障がい者雇用推進者

を選任する義務が発生します。  
☎ ハローワーク桜井 ☎ 45・0112



### まちづくり

### にぎわい創出・地域活性化 事業二次募集

町では、新たな観光と地域づくりの観点から、まちのにぎわいを創出して地域を活性化させる事業に対して、事業費の一部を補助します。

応募期間 10月1日(月)～11月9日(金)

午前9時～午後5時

(土・日曜日、祝日を除く)

補助額 補助対象経費の2分の1以内

で、1件当たり10万円～100万円の範囲内(町の予算の範囲内)対象事業

町内で実施する新規事業か既存事業を拡充した事業で、継続してまちを活性化させることができる次のいずれかに該当する事業(伝統文化保存事業/観光振興事業/産業振興事業/にぎわい創出イベント事業/その他)

※継続して対象とする事業には、新たな取り組み、創意工夫を求めます。

詳しくは、産業観光課窓口で配布している募集要領をご覧ください。申請書などは、町ホームページ(☎ <http://www.town.tawaramoto.nara.jp/>)からダウンロードできます。

☎ 産業観光課商工観光係  
☎ 34・2080

## 10月の納付(普通徴収分)

納期限 **10月31日(水)**

- 種類 ●町県民税(第3期分)  
●国民健康保険税(第4期分)  
●介護保険料(第4期分)  
●後期高齢者医療保険料(第4期分)

### 安全で便利な口座振替(自動払込)制度

この制度を利用すると、指定した金融機関の口座から自動的に振り替えて納付されます。納め忘れがなく、現金を持ち歩く必要もないため、安全で便利です。利用手続きは、納期限の1カ月前までにしてください。

※口座振替(自動払込)制度による納付の場合は、領収書は発行していません。引き落としの確認は、通帳の記帳によりお願いします。なお、車検のある軽自動車税については、「継続検査用証明書」を送付します。

## 夜間の納付(相談)窓口開設

平日仕事などで忙しく町税(介護保険料・後期高齢者医療保険料も含む)を納めることができない人のために、夜間に納付(相談)窓口を開設していますので、ぜひご利用ください。

日時 10月1日(月)・4日(木)・25日(木)・31日(水)、11月1日(木)  
午後5時15分～9時

場所 町役場税務課

☎ 税務課徴収収納係 ☎ 34-2111

## 10月8日(月)「体育の日」は、 もえるごみの特別収集を行います

もえるごみの収集日が月・木曜日の自治会は、午前8時30分までに所定の集積場へごみを出してください。

※ごみを清掃工場へ持ち込めます

時間 午後1時～4時

費用 10kgにつき50円(家庭ごみ)

※10kg未満は10kgとみなします。

☎ 清掃工場(環境管理課) ☎ 33-5003